

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

感染症の種類	対象疾病	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ※ページ内の早見表をご覧ください
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 / 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、その他感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、など)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※学校において予防すべき感染症の解説より(2018年3月発行)